

大規模災害時の避難所運営を円滑に進めるための取り組み

■東日本大震災で明らかとなった課題

- 大規模かつ広域的に被害が生じたため、膨大な量の応急対応業務が発生し、行政が主体となった避難所の開設や運営が難しかった。(公助の限界)
 - 事前に避難所の運営について検討されていなかったため、避難生活が混乱し、避難生活において被災者の心身機能の低下や様々な疾患の発生・悪化、高齢者や障害者、妊婦等の要配慮者に必要なケアや対応の不足が生じた。また、指定避難所以外の避難所や在宅の被災者に支援が行き渡らないなど、様々な課題が生じた。(自助・共助・公助の連携)

本県においても、南海トラフ地震では、大規模かつ広範囲な被害が想定されており、東日本大震災の教訓を踏まえた避難所の運営を行えるよう備えておかなければならぬ。

こうしたことから、大規模災害であっても、**迅速な避難所の開設と運営**を行うため、**地域の住民が主体**となり、在宅等の避難者も含め避難所運営が可能となるよう、**具体的な活動内容や手順を整理**するため、平成20年度に策定した「避難所運営のための手引き」を改訂。現在作成中の事前の備え編と合併させて公表。

■改訂のポイント

Point① 住民主体の避難所運営

住民自らが主体となって避難所を運営することを前提に、避難所運営マニュアルの作成及び運営訓練に取り組むことができるようマニュアル等を作成。

- ・具体的な手順書や作成例、参考様式で構成するマニュアル作成編
 - ・詳しい説明を記載したガイドライン編

マニュアル作成編

各避難所において、自主防組織、市町村職員、避難所の施設管理者等が中心となって、避難所の運営マニュアルを作成するための手順書。マニュアル例、作成手順書、様式集などで構成。

ガイドライン総

市町村職員及び避難所の運営責任者が、マニュアルの検討する際に考慮すべき視点や、課題の解決例など、より詳しい情報を記載した参考書。

Point② 要配慮者等への対応

福祉避難施設で受け入れられる要配慮者の数は限定されるため、各避難所においても一定の要配慮者への対応ができるよう作成。

- ・多様な角度からの支援の仕組みづくり
 - ・福祉避難所や医療機関との連携

◆多様な角度からの支援の仕組みづくり

- ①要配慮者用スペースの確保と施設のバリアフリー化
 - ②要配慮者の健康状態等の把握
 - ③要配慮者の適切な要望の把握
 - ④要配慮者への情報伝達
 - ⑤補装具や介護・育児用品等の確保・
 - ⑥食事等への配慮
 - ⑦ボランティアとの連携
 - ⑧要配慮者の特性に応じた支援の留意

◆福社路難

- ◆被災者避難所の住民への周知
 - ①福祉避難所への移送
 - ②介護・障害福祉サービス提供者との連携
 - ◆傷病者等への対応
 - ①救護室の設置と救援要請

◆傷病者等への対

- ## ①救護室の設置と救援要

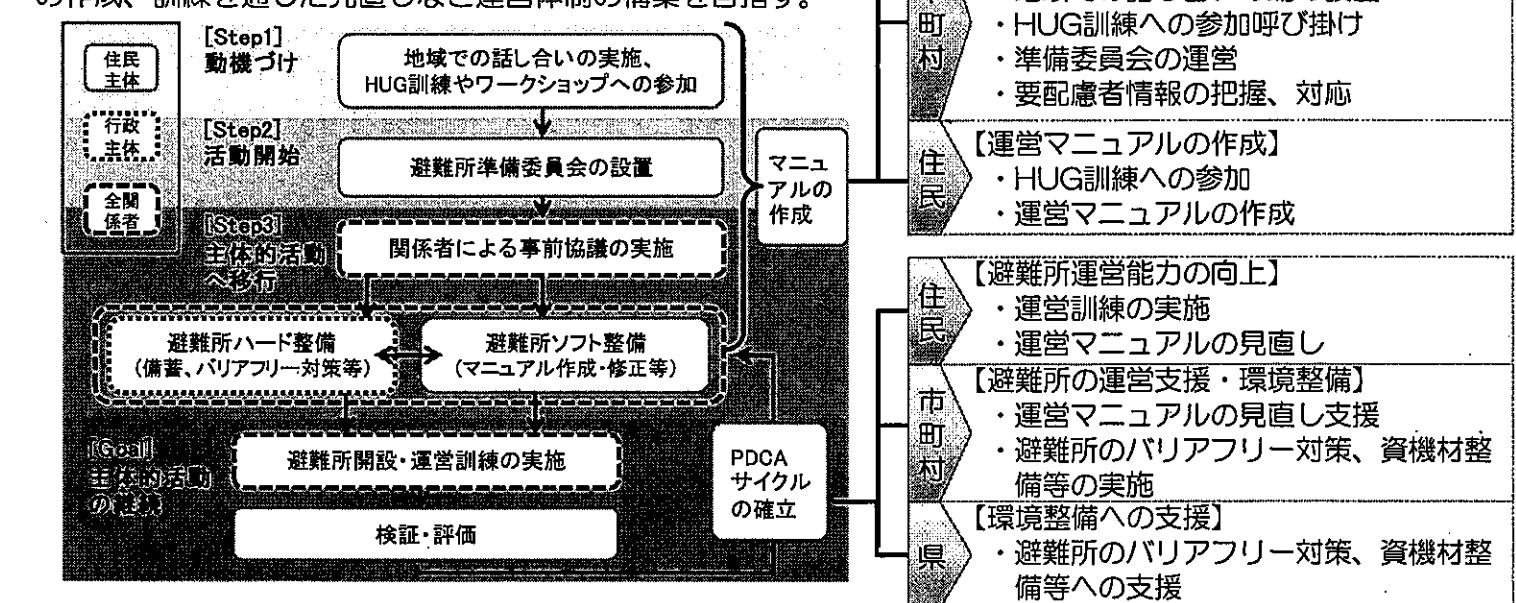
■マニュアルの対象施設と今後の取り組み

県内避難所の規模別箇所数

現在、L1 浸水区域外で耐震性がある避難所は、732箇所となっている。今回作成した手引は、200人規模以上を標準的なものとして記述しているが、小規模な避難所にも対応できるよう、参考例についても整理。

今後の取り組み

地域で主体的な避難所運営ができるることを目指して、まずは地域住民、市町村職員、避難所の施設管理者による話し合いの実施などの動機づけから始めることが重要。その後、理解が深まった段階で避難所準備委員会を設置、避難所運営マニュアルの作成、訓練を通じた見直しなど運営体制の構築を目指す。



県の果たすべき役割

- ・Step1の動機づけに向けた市町村や自主防災組織への啓発、働きかけの実施。
 - ・PDCAサイクル確立のための環境整備等の支援を実施。